

平時に於ても往々あつたことでもあります。而して昭和十五年の死亡は戦前平常の年よりも少くなつて居りまして、而も其の死亡の減少は孰れの年齢に於きましても現はれて居るのであります。殊に乳兒の死亡は著しく減じて居りまして、戦前に比べて二割二分方減少して居ります。又乳兒脚氣、乳兒の下痢及び腸炎、乳兒の先天性弱質、其の他乳兒特有の疾患で死亡する者が戦争になつてから年々少くなつて参りまして、昭和十五年に於きましては戦前平常時に比べて三割乃至四割方減じて居る有様であります。是は其の母親が此の戦時下の生活に耐へて、十分その氣力と體力とを保持してゐることに基くものと認められます。洵に感謝に堪へないのであります。此の乳兒死亡の減少と出生の増加と、又母體の強健とは、國家の爲に大いに意を強う

する所であります。

以上戦時下の出生死亡の状況を通觀致しまするに、我が國民は戦争の當初一年數ヶ月間の短期間を以て出生死亡に對する戦争の悪影響から脱却して能く平常の狀態を恢復したのみならず、聖戰五年を経まして少しも疲労の兆候なく、愈々向上發展するの勢を示して居ります。此の事實は我が國民が克く三千年來の長き傳統を承け傳へて居る一方、常に永久淪らざる民族としての若さを保有し、強力なる弾力性と潑刺たる適應性とを有する證左でありまして、私は我が國民の素質に關しまして十分の自信を持つて然るべく、更に適切な施策を行ひ、官民一致して懸命の努力を致しまするらば、大東亞共榮圈建設の進展に對應致しまして、國民が生々増加することは疑ひなく、國運の發展の前途

洵に洋々たるものあることを確信するものであります。

健康保險法施行令中改正勅令の公布

健康保險法施行令中改正の件は昭和十七年一月二十四日付官報を以て公布せられたが、之を掲ぐれば次の如くである。

健康保險法施行令中改正ノ件

(昭和十七年一月二十三日
勅令第三十五號)

健康保險法施行令中左ノ通改正ス

第三條 健康保險法第三條第一項ノ標準報酬ハ被保險者ノ報酬月額ニ基キ左ノ區別ニ依リ之ヲ定ム

標準報酬ノ等級	標準報酬		報酬月額
	月額	日額	
第一級	十圓	三十錢	十五圓未満
第二級	二十圓	七十錢	十五圓以上二十五圓未満
第三級	三十圓	一圓	二十五圓以上三十五圓未満
第四級	四十圓	一圓三十錢	三十五圓以上四十五圓未満
第五級	五十圓	一圓七十錢	四十五圓以上五十五圓未満
第六級	六十圓	二圓	五十五圓以上六十五圓未満
第七級	七十圓	二圓三十錢	六十五圓以上七十五圓未満

第八級	八十圓	二圓七十錢	七十五圓以上八十五圓未満
第九級	九十圓	三圓	八十五圓以上九十五圓未満
第十級	百圓	三圓三十錢	九十五圓以上百圓未満
第十一級	百十圓	三圓七十錢	百圓以上百十五圓未満
第十二級	百二十圓	四圓	百十五圓以上百二十五圓未満
第十三級	百三十圓	四圓三十錢	百二十五圓以上百三十五圓未満
第十四級	百四十圓	四圓七十錢	百三十五圓以上百四十五圓未満
第十五級	百五十圓	五圓	百四十五圓以上

第四條 標準報酬ハ被保險者ノ資格ヲ取得シタル日ノ

現在ニ依リ之ヲ定ム

被保險者ノ報酬ガ其ノ増減アリタルニ因リ従前ノ報

酬月額ニ基キ定メラレタル標準報酬ニ該當セザルニ

至リタル場合ニ於テハ其ノ報酬ニ増減アリタル月ノ

翌月(報酬ニ増減アリタル日ガ月ノ初日ナルトキハ

其ノ月)ヨリ其ノ標準報酬ヲ變更ス

健康保險法第二十條ノ規定ニ依ル被保險者ノ標準報

酬ニ付テハ引續キ従前ノモノニ依ル

第五條 第三條ニ規定スル被保險者ノ報酬月額ハ左ノ

各號ノ規定ニ依リ之ヲ算定ス

一 年ニ依リ報酬ヲ定ムル場合ニ於テハ被保險者ノ

資格ヲ取得シタル日又ハ報酬ニ増減アリタル日ノ

現在ニ於ケル月額ノ十二分ノ一

二 月ニ依リ報酬ヲ定ムル場合ニ於テハ被保險者ノ

資格ヲ取得シタル日又ハ報酬ニ増減アリタル日ノ

現在ニ於ケル月額

三 日、時間、稼高又ハ請負ニ依リ報酬ヲ定ムル場

合ニ於テハ被保險者ノ資格ヲ取得シタル日又ハ報

酬ニ増減アリタル日ノ前一月間ニ現ニ使用セラルル

事業ニ於テ同様ノ作業ニ從事シ同様ノ報酬ヲ受ク

ル者ガ受ケタル報酬ノ額

四 前三號ノ規定ニ依リ算定シ難キモノニ付テハ被

保險者ノ資格ヲ取得シタル日又ハ報酬ニ増減アリ

タル日ノ前一月間ニ其ノ地方ニ於テ同様ノ作業ニ從

事シ同様ノ報酬ヲ受クル者ガ受ケタル報酬ノ額

五 前各號ノ二以上ニ該當スル報酬ヲ受クル場合ニ

於テハ其ノ各ニ付前各號ノ規定ニ依リ算定シタル

額ノ合算額

六 同時ニ二以上ノ業務ニ於テ報酬ヲ受クル場合ニ

於テハ各業務ニ付前各號ノ規定ニ依リ算定シタル

額ノ合算額

被保險者ノ報酬月額ガ前項ノ規定ニ依リ算定シ難キ

トキ又ハ前項ノ規定ニ依リテ算定シタル額ガ著シク

不當ナルトキハ前項ノ規定ニ拘ラズ保險者ニ於テ適

當ノ方法ニ依リ之ヲ算定スベシ

保險者ガ健康保險組合ナル場合ニ於テハ前項ノ算定

方法ハ規約ヲ以テ之ヲ定ムベシ

第二十二條 職員ノ選舉ハ投票ニ依リ之ヲ行フヲ例ト

ス

投票ハ無記名トシ一人一票ニ限ル

第五十一條 削除

第五十二條中「準備金以外ノ財産ノ管理方法」ヲ「準備

金其ノ他財産ノ管理方法ノ要綱」ニ改ム

第五十三條第三項ヲ削ル

第七十三條中「第五十一條第五十三條第三項」ヲ削ル

第七十四條第二項ヲ削リ同條第三項中「第一項」ヲ「前

項」ニ改ム

第九十四條 保險料額ハ各月ニ付各被保險者ノ標準報

酬月額ニ保險料率ヲ乗ジテ得タル額トス

被保險者ノ資格ヲ取得シ（月ノ初日ニ資格ヲ取得シ

タル場合ヲ除ク）又ハ喪失シタル月ニ於ケル保險料

額ハ各日ニ付標準報酬月額ノ三十分ノ一ニ保險料率

ヲ乘ジテ得タル額トス健康保險法第七十六條ノ規定

ニ依リ保險料ヲ徵收セザル期間ガ月ノ全日數ニ亘ラ

ザル場合ニ於ケル保險料額ニ付亦同ジ

健康保險法第二十條ノ規定ニ依ル被保險者ニ關スル

保險料額ハ其ノ被保險者ト爲リタル日ヨリ前二項ノ

例ニ依リ之ヲ算定ス

第九十七條 標準報酬ノ等級ガ第一級ニ該當スル被保

險者ニ關スル保險料ニ付テハ事業主ノ負擔額ハ標準

報酬ノ等級ガ第二級ニ該當スル被保險者ニ關スル保

險料ニ付事業主ノ負擔スベキ額ト同額トス但シ其ノ

額ガ保險料ノ全額ヲ超過スル場合ニ於テハ事業主ノ

負擔額ハ保險料ノ全額トス

附則

本令ハ昭和十七年二月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十六年勅令第六百十四號ハ之ヲ廢止ス

本令施行ノ際現ニ被保險者ノ資格ヲ有スル者及本令施

行後昭和十七年三月三十一日迄ノ間ニ被保險者ノ資格

ヲ取得シタル者ノ標準報酬ニシテ同期間内ニ於テ效力

ヲ有スルモノハ從前ノ規定ニ依ルモノトス

本令施行ノ際現ニ被保險者ノ資格ヲ有シ昭和十七年四

月一日迄引續キ被保險者ノ資格ヲ有スル者ノ標準報酬

ニシテ同年同月同日以後效力ヲ有スルモノハ第三條乃

至第五條ノ改正規定ニ依ル此ノ場合ニ於テ其ノ者ハ第

四條第一項ノ改正規定ノ適用ニ付本令施行ノ日ニ於テ

被保險者ノ資格ヲ取得シタルモノト看做ス

前項ノ規定ニ依リ標準報酬ヲ定ムル場合ニ於テハ第五

條第三號ノ改正規定中一月間トアルハ三月間トシ報酬

ノ額トアルハ報酬ノ額ノ三分ノ一トス

本令施行後昭和十七年三月三十一日迄ノ間ニ被保險者

ノ資格ヲ取得シ同年四月一日迄引續キ被保險者ノ資格

ヲ有スル者ノ標準報酬ニシテ同年四月一日以後效力ヲ

有スルモノハ第三條乃至第五條ノ改正規定ニ依ル

準備金ノ管理方法ニシテ本令施行前監督官廳ノ認可ヲ

受ケタルモノハ第五十二條ノ改正規定ニ依リ規約ヲ以

テ定メタルモノト看做ス

〔參照〕

大正十五年六月三十日勅令第二百四十三號健康保險

法施行令抄錄

第三條 健康保險法第三條第一項ノ標準報酬ハ被保

險者ノ報酬日額ニ基キ左ノ區別ニ依リ之ヲ定ム

（左表略ス）

第四條 標準報酬ハ毎年六月一日ノ現在ニ依リ之ヲ

定メ八月一日ヨリ翌年七月三十一日迄其ノ效力ヲ

有ス但シ被保險者ノ資格ヲ取得シタル際ニ於ケル標準報酬ハ其ノ資格ヲ取得シタル日ノ現在ニ依リテ決定メ其ノ日ヨリ其ノ年七月三十一日(六月二日ヨリ十二月三十一日迄ノ間ニ被保險者ノ資格ヲ取得シタル者ニ付テハ翌年七月三十一日)迄其ノ效力ヲ有ス

被保險者ノ報酬ニ著シキ増減アリタルトキハ保險者ハ前項ノ規定ニ拘ラス標準報酬ノ變更ヲ爲スヘシ

健康保險法第二十條ノ規定ニ依ル被保險者ニ付テハ第一項ノ規定ニ拘ラス引續キ従前ノ標準報酬ニ依ル

健康保險組合ハ第一項ノ規定ニ拘ラス標準報酬ノ決定ニ關シ規約ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

第五條 第三條ニ規定スル被保險者ノ報酬日額ハ左ノ各號ノ規定ニ依リテ算定ス

一 一年ニ依リ報酬ヲ定ムル場合ニ於テハ標準報酬決定ノ日ノ現在ニ於ケル年額ノ三百六十分ノ

二 月ニ依リ報酬ヲ定ムル場合ニ於テハ標準報酬決定ノ日ノ現在ニ於ケル月額ノ三十分ノ一

三 前二號ノ外一定ノ期間ニ依リ報酬ヲ定ムル場合ニ於テハ標準報酬決定ノ日ノ現在ニ於ケル其ノ報酬ノ額ヲ其ノ期間ノ日數ヲ以テ除シテ得タル額

四 日、時間、稼高又ハ請負ニ依リ報酬ヲ定ムル場合ニ於テハ標準報酬決定ノ日前三月間ニ受ケタル額ノ九十分ノ一但シ現ニ使用セラルル事業ニ於テ報酬ヲ受ケタル期間三月ニ滿チサルトキ

ハ其ノ地方ニ於テ同様ノ作業ニ從事シ同様ノ報酬ヲ受ケル被保險者ノ報酬ニ付本號ノ規定ニ依リテ算定シタル額

五 前四號ノ規定ニ依リ算定シ難キモノニ付テハ標準報酬決定ノ日前一年間ニ於テ受ケタル額ノ三百六十分ノ一但シ現ニ使用セラルル事業ニ於テ報酬ヲ受ケタル期間三百六十日ニ滿チサルトキハ其ノ受ケタル報酬ノ額ヲ其ノ期間ノ日數ヲ以テ除シテ得タル額

六 前各號ノ二以上ニ該當スル報酬ヲ受ケル場合ニ於テハ其ノ各ニ付前各號ノ規定ニ依リ算定シタル額ノ合算額

七 同時ニ二以上ノ業務ニ於テ報酬ヲ受ケル場合ニ於テハ各業務ニ付前各號ノ規定ニ依リ算定シタル額ノ合算額

被保險者ノ報酬日額カ前項ノ規定ニ依リ算定シ難キトキ又ハ前項ノ規定ニ依リテ算定シタル額カ著シク不當ナルトキハ前項ノ規定ニ拘ラス保險者ニ於テ適當ノ方法ニ依リテ算定スヘシ

保險者カ健康保險組合ナル場合ニ於テハ前項ノ算定方法ハ規約ヲ以テ之ヲ定ムヘシ

第二十二條 議員ノ選舉ハ無記名投票ニ依リテ之ヲ行フ投票ハ一人一票ニ限ル

第五十一條 組合ハ準備金ノ管理方法ヲ定メ監督官廳ノ認可ヲ受クヘシ

第五十二條 準備金以外ノ財産ノ管理方法ハ規約ヲ以テ之ヲ定ムヘシ

第五十三條 第一項及第三項 組合ハ支拂上現金ニ不足ヲ生ジタルトキハ準備金

ニ屬スル現金ヲ繰替使用シ又ハ一時借入金ヲ爲スコトヲ得

第一項ノ一時借入金ヲ爲シ得ベキ限度ハ毎年度監督官廳ノ認可ヲ受クベシ

第七十三條 第二十三條第三項、第三十九條、第四十五條第一項、第四十九條、第五十一條、第五十三條第三項、第五十四條及第五十五條ニ於テ監督官廳トアルハ保險院長官トス

第七十四條 健康保險法第四十三條第一項ノ療養ノ給付ノ範圍左ノ如シ

三 處置、手術其ノ他ノ治療

四 看護

五 被保險者ノ移送

前項第三號ノ給付ハ緊急ノ場合其ノ他保險者必要アリト認ムル場合ヲ除クノ外之ニ要スル費用一同二十圓ヲ以テ限度トス

第一項第四號及第五號ノ給付ハ保險者必要アリト認ムル場合ニ於テ爲スモノニ限ル

第九十四條 保險料額ハ一日ニ付各被保險者ノ標準報酬日額ニ保險料率ヲ乘シテ得タル額トス

第九十七條 第五條ノ規定ニ依リ算定シタル報酬日額五十五錢未滿ノ報酬ヲ受ケル被保險者ニ關スル保險料ニ付テハ事業主ノ負擔額ハ報酬日額五十五錢以上六十五錢未滿ノ報酬ヲ受ケル被保險者ニ關スル保險料ニ付事業主ノ負擔額ヘキ額ト同額トス但シ其ノ額カ保險料ノ全額ヲ超過スル場合ニ於テハ事業主ノ負擔額ハ保險料ノ全額トス

昭和十六年五月二十日勅令第六百十四號ハ健康保險法施行令第四條ノ標準報酬ニ關スル特例ノ件ナリ